

○犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領の制定について
(平成26年3月13日島広報甲第217号県警察本部長通達)

この度、一般社団法人島根被害者サポートセンターが、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の規定に基づき、島根県公安委員会から犯罪被害者早期援助団体として指定されたことに伴い、別添のとおり「犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領」を制定し、平成26年3月13日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供の推進について（平成24年2月20日島広報乙第208号本部長通達）は、平成26年3月12日限り、その効力を失う。

別添

犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領

第1 趣旨

この要領は、被害者支援の適正かつ効果的な推進を図るため、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により都道府県公安委員会から指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体（以下「早期援助団体」という。）に提供する被害者情報の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

1 早期援助団体

法第23条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会から早期援助団体として指定を受けた団体をいう。

2 被害者情報

法第23条第4項の規定により早期援助団体に提供する犯罪被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報をいう。

第3 体制及び任務

1 総括責任者

- (1) 警察本部に総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。
- (2) 総括責任者は、早期援助団体に提供する被害者情報の取扱いについて、管理運用に関する事務を総括するものとする。

2 総括副責任者

- (1) 警察本部に総括副責任者を置き、広報県民課犯罪被害者支援室長をもって充てる。
- (2) 総括副責任者は、総括責任者の指揮を受け、早期援助団体に提供する被害者

情報の管理及び調整を行うものとする。

3 本部情報連絡担当者

- (1) 警察本部に本部情報連絡担当者を置き、広報県民課犯罪被害者支援室室長補佐をもって充てる。
- (2) 本部情報連絡担当者は、総括副責任者の指揮を受け、早期援助団体の情報受理担当者及び他の都道府県警察本部犯罪被害者支援部門と連携を図り、被害者情報の提供、受理、連絡等が適正かつ迅速に行えるように総合的な調整を行うものとする。

4 所属情報連絡担当者

- (1) 警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に所属情報連絡担当者を置き、各警察署総務課長、被害者支援係長又は高速道路交通警察隊副隊長をもって充てる。
- (2) 所属情報連絡担当者は、警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）の指揮を受け、本部情報連絡担当者と密接に連携し、被害者等の心情に配慮した情報の提供、受理、連絡等を適正かつ迅速に行うものとする。

5 情報受理担当者

早期援助団体において被害者情報を取り扱うことができる情報管理責任者、情報管理副責任者又は情報管理担当者に指定され、守秘義務を有する者をいう。

第4 情報提供の対象事件

被害者等に対する継続的支援の必要性等を踏まえ、原則として、次の罪に係る事件等を対象事件とする。

- (1) 殺人罪（未遂を含む。）
- (2) 強盗致死傷罪（未遂を含む。）
- (3) 強制性交等罪、準強制性交等罪、強制性交等致死傷罪、強盗・強制性交等罪及び強盗・強制性交等致死罪（各罪未遂を含む。）
- (4) 強制わいせつ罪、準強制わいせつ罪及び強制わいせつ致死傷罪（各罪未遂を含む。）
- (5) 略取及び誘拐罪、人身売買罪（刑法第224条から第226条の2までの罪をいい、未遂を含む。）
- (6) 逮捕及び監禁罪、逮捕等致死傷罪
- (7) 傷害致死罪
- (8) 傷害罪のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (9) 以上の罪のほか、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件を除く。）
- (10) 危険運転致死傷罪
- (11) 交通死亡事故事件
- (12) (1)から(11)に掲げるもののほか、事案の内容、被害者等の置かれた状況等を勘

案し、警察本部長又は警察署長等が本制度の対象とする必要があると認めるもの

特に、中長期にわたる継続的な支援の必要性が想定されるような

- 被害者等の心身への影響が大きい場合
- 専門的な知識を有する者の支援が必要な場合
- 各種申請への補助支援が必要な場合
- 警察、病院、公判等への付添い支援が必要な場合

などが認められるときには、事件の軽重に捉われず積極的に情報提供を検討すること。

第5 早期援助団体に対する被害者情報の提供

1 被害者情報の提供の要件

警察署長等は、被害者等の被害の状況、心身の状態等から早期援助団体による支援の必要性が認められる場合は、法第23条第4項の規定に基づき、被害者等の同意を得て支援に必要な被害者情報を提供することができる。

2 提供する被害者情報の内容

提供する被害者情報は、早期援助団体と被害者等との連絡を容易にし、各種支援活動が円滑に行われ、かつ、被害者等が被害の内容を繰り返し説明することを避けるため、次に掲げる事項に限るものとする。

- (1) 被害者の氏名、住所、性別、生年月日、連絡先等
- (2) 犯罪被害の概要（被害の発生日時、場所、被害程度、内容等）

3 被害者等の同意

(1) 事前の説明

早期援助団体に被害者情報を提供しようとする場合には、被害者等の同意を得る前に、被害者等に次の事項を説明するものとする。この場合において、被害者等が未成年者又は適切な判断が下せない状態にある者（以下「未成年者等」という。）であるときには、法定代理人たる親権者等にも説明しなければならない。

ア 早期援助団体が都道府県公安委員会から公的認証を与えられた法人であり、法により、当該団体の役職員等及びこれらの職にあった者には守秘義務が課せられていること。

イ 早期援助団体が行っている支援（援助事業）の具体的内容に関すること。

ウ 早期援助団体に対する被害者情報の提供は、被害者等が被害の概要を繰り返し説明することにより受ける精神的負担の軽減のために必要であること。

エ 早期援助団体が被害者等に対する必要な支援の内容及び体制等を判断するために被害者情報の提供が必要であること。

(2) 同意の確保

被害者情報を早期援助団体に提供する場合には、被害者等からの明示の同意が必要であることから、次の方法により同意の確認を行うものとする。

ア 原則として被害者等から同意書（様式第1号）を徴することとし、被害者等が未成年者等の場合には、法定代理人たる親権者等から同意書を徴すること。ただし、被害者等の心身の状態等から同意書を徴することが困難な場合は、口頭で同意を得た後、被害者情報提供簿（様式第2号）に同意を得た状況を確実に記録するものとする。

イ 同一被害者等に関する被害者情報を2度以上にわたり提供する場合においては、その都度提供する情報が異なることから、情報提供を行う都度、当該被害者等の同意を得ること。

4 情報提供の具体的要領

(1) 被害者情報提供簿の作成

警察署長等は、早期援助団体に被害者情報を提供することに関し、被害者等の同意を得た場合には、所属情報連絡担当者に被害者情報提供簿を作成させるものとする。

(2) 同意書及び被害者情報提供簿（写し）の送付

所属情報連絡担当者は、速やかに同意書の写し及び被害者情報提供簿の写しを本部情報連絡担当者に送付し、その経緯を被害者情報管理簿（様式第3号）に記載するものとする。

(3) 被害者情報の提供

本部情報連絡担当者は、被害者情報提供簿の内容を審査した上、早期援助団体において指定する情報受理担当者に対し、口頭による提供又は同意書の写し及び被害者情報提供簿の写しを直接交付することにより、速やかに情報提供を行うものとする。この場合において、本部情報連絡担当者は、所属情報連絡担当者へ情報提供を実施した旨を連絡するとともに、本部被害者情報管理簿（様式第4号）に処理状況を記載するものとする。

(4) 他の都道府県警察本部との連携

ア 警察署長等は、他の都道府県の早期援助団体に被害者情報を提供する場合には、3に定める手続のほか、総括副責任者を通じて当該都道府県警察本部の被害者支援担当部門と協力・連携し、当該都道府県の早期援助団体が提供できる支援の具体的内容等を確認し、被害者等に必要な説明を行うものとする。

イ 総括副責任者は、早期援助団体が他の都道府県警察から被害者情報の提供を受けた場合は、当該都道府県警察本部の被害者支援担当部門と協力・連携し、その内容及び支援状況の把握に努めるとともに、必要な協力・援助を行うものとする。

また、被害者の住所地を管轄する警察署長等は、総括副責任者を通じて、支援状況の把握に努めるものとする。

第6 早期援助団体における支援状況の把握

本部情報連絡担当者は、当該早期援助団体が被害者等に対して行った支援状況の

把握に努め、支援状況を把握した都度、その内容を当該被害者情報に係る被害者情報提供簿の「早期援助団体による支援の経過」欄に記載し、総括副責任者に報告するとともに、その内容を所属情報連絡担当者に連絡するものとする。

この場合において、所属情報連絡担当者は、連絡の内容を当該被害者情報に係る被害者情報提供簿の「早期援助団体による支援の経過」欄に記載し、警察署長等に報告するものとする。

なお、早期援助団体に過度の事務負担を強いることのないように配慮すること。

第7 早期援助団体に対する協力及び援助

- 1 総括副責任者及び警察署長等は、早期援助団体が円滑な支援業務が行われるよう、次の事項について配慮するものとする。
 - (1) 担当職員の派遣等による犯罪被害給付制度の説明、犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助に関する事務についての指導・助言
 - (2) 早期援助団体が主催する行事への積極的な参加及び後援
 - (3) 警察施設への早期援助団体に関するパンフレット等啓発物品の備付け
 - (4) 早期援助団体の活動等についての広報活動の実施
 - (5) 警察施設利用等の便宜供与
- 2 警察署長等は、被害者等の居住地が他の都道府県の場合であり、かつ、被害者等が支援を希望している場合には、総括副責任者と協議の上、当該都道府県警察本部被害者支援担当部門への連絡、支援要請等の適切な対応に努めること。

第8 報告等

総括副責任者及び警察署長等は、次の事項を把握した場合は、速やかに早期援助団体に係る苦情等報告書（様式第5号）により、総括責任者を経て警察本部長に報告するものとする。

- (1) 早期援助団体の支援に対する被害者等からの苦情等
- (2) 早期援助団体における情報の不正な取扱い
- (3) その他早期援助団体が行う被害者支援活動に関する特異事項

第9 文書の保管・管理

- 1 同意書及び被害者情報提供簿の保存期間は、当該被害者等の支援が終了した日の属する年の翌年の初日から起算して3年とする。
- 2 被害者情報管理簿及び本部被害者情報管理簿の保存期間は5年とする。

様式 〔略〕